

新高額障害福祉サービス等給付費について

Aさん(65歳)



うーん…

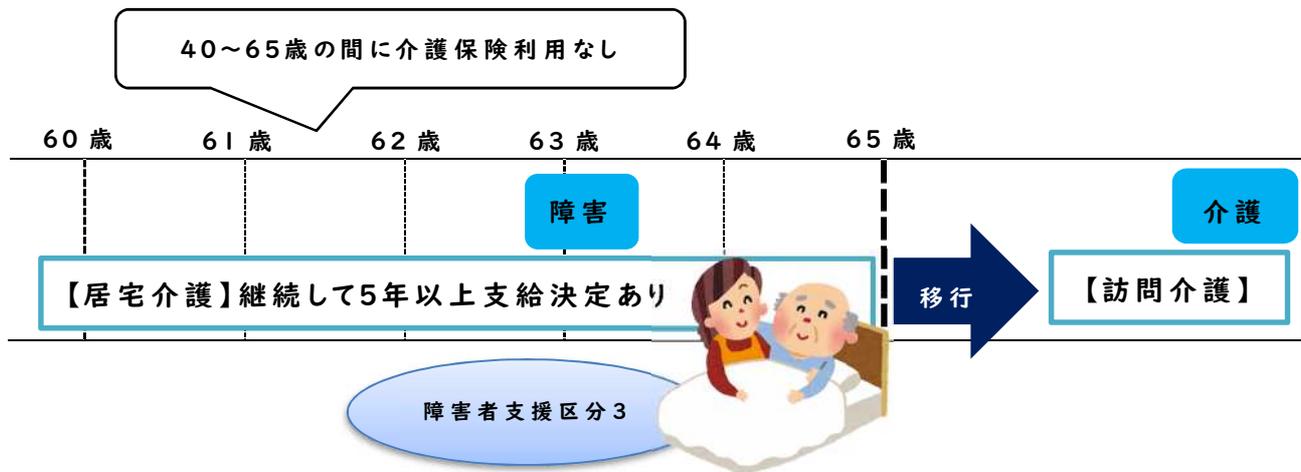
今まで障害福祉サービスを利用していたけど、65歳になったから介護保険へ移行しなくちゃ…
でも障害福祉サービスでは所得によって0円だった利用者負担額を介護保険サービスでは支払う必要があるのね…

○このような場合、利用者負担額を軽減するため、介護保険サービス移行後に支払った自己負担額の還付を行うことができる可能性があります。

★ただし対象者となるには①～⑤、全ての条件を満たす必要があります。

①	<p>65歳になる前5年間継続して、特定の障害福祉サービス(※1)の支給決定を受けており、介護保険移行後に、これらに相当する特定の介護保険サービス(※2)を利用すること。</p> <p>※1：特定の障害福祉サービス 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所</p> <p>※2：特定の介護保険サービス 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護</p> <p>(要支援の認定を受けた方が利用する介護予防サービスなどは対象外)</p>
②	<p>65歳に達する日の前日に属する年度において、本人及び同一世帯に属する配偶者が「市町村民税非課税」または「生活保護」に該当していたこと</p>
③	<p>65歳に到達した後、特定の介護保険サービスの利用月に、本人及び同一世帯に属する配偶者が「市町村民税非課税」または「生活保護」に該当していること</p>
④	<p>65歳に達する日の前日において、障害支援区分が区分2以上であったこと</p>
⑤	<p>40歳から65歳までの間に特定疾病により介護保険サービスを利用していないこと</p>

【イメージ図】



※他にも考えられるパターンはありますので、心当たりのある方につきましては、
障害福祉課までお問合せください